

第6章 | 景観重要建造物・景観重要樹木

1 景観重要建造物の指定の方針

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている建造物を「景観重要建造物」として、次の方針に基づき指定します。これにより、現状変更等に対する制限が可能となるとともに、所有者等の適正な管理義務、関ヶ原町等と所有者が締結する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。

(1) 指定の方針

景観重要建造物に指定する建造物は、道路その他の公共の場所から容易にみることができ、その外観が次のいずれかに該当するものとします。

- ① 関ヶ原町の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ② 地域のシンボルとして、広く住民に親しまれている建造物
- ③ 地域の活性化、観光振興に活用できる建造物

(下記の文化財保護法により指定される建造物には適用しない)

- ・ 重要文化財(文化財保護法第27条第1項)
- ・ 国宝(文化財保護法第27条第2項)

(2) 主な候補

関ヶ原町の景観に関するアンケート結果等を参考に抽出した景観重要建造物の候補は次のとおりです。

1 藤下若宮八幡神社※	2 今須門間八幡神社	3 若宮八幡神社(山中)
 <p>本殿:町指定重要文化財</p>	 <p>本殿:町指定重要文化財</p>	
4 玉の火薬庫跡	5 今須問屋場跡地	
		

※転載元:関ヶ原観光ガイド

(参考)…きかせてください あなたのまち自慢(平成31年度)
関ヶ原町の景観に関するアンケート(令和2年度)

2 景観重要樹木の指定の方針

地域の歴史、文化等からみて、地域の特性を代表する景観を形成する重要な要素となっている樹木を「景観重要樹木」として、次の方針に基づき指定します。これにより、樹木の現状変更等に対する制限や、原状回復の命令、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるため、むやみな伐採や移植等が行われるのを防ぐことができます。

(1) 指定の方針

景観重要樹木に指定する樹木は、道路その他の公共の場所から容易にみることができ、次のいずれかに該当するものとします。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 樹容が景観上優れている樹木
② 地域のシンボルとして、広く住民に親しまれている樹木
③ 希少性、歴史・文化性の特徴を有する樹木 |
|-------------------------------------------------------------------------|

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (下記の文化財保護法により指定される樹木には適用しない)
・ 史跡名勝天然記念物(文化財保護法 109 条第 1 項)
・ 特別史跡名勝天然記念物(文化財保護法 109 条第 2 項) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 主な候補

関ヶ原町の景観に関するアンケート結果等を参考に抽出した景観重要樹木の候補は次のとおりです。

1 関ヶ原本陣跡スタジイ  県指定天然記念物	2 聖蓮寺の八房梅  県指定天然記念物	3 聖蓮寺の四季丁字桜 ^{※)}  町指定天然記念物
4 月見宮大杉 ^{※)}  町指定天然記念物	5 旧中山道松並木  町指定天然記念物	6 下明谷のカエデ ^{※)}  町指定天然記念物
7 自害ヶ峯の三本杉  町指定天然記念物		

※転載元:関ヶ原観光ガイド

(参考)…きかせてください あなたのまち自慢(平成 31 年度)
 関ヶ原町の景観に関するアンケート(令和 2 年度)